

自立支援加算の具体的取扱いについて

1 自立支援加算の概要

自立支援加算は、利用者が自立した生活を営むために必要な生活上の作業で出来ることを増やすことを目的として、訪問介護員（以下「ヘルパー」という。）が家事等の見守りの援助を行うことを評価するものです。

算定するためには、以下の条件を満たしていることが必要です。

- ① ケアプラン上に家事等の見守りの援助の必要性及びその目標・目的が明確に位置付けられていること。（担当者会議で目標等を本人、家族、サービス提供者と共有すること。）
- ② ケアプランをふまえた訪問型サービス計画を作成し、実際に見守りの援助を行いその記録を残すこと。
- ③ サービス利用の結果としてどのような効果があったか、評価を必ず行うこと。（評価作業は本人、家族及び関係者の意見をふまえたうえで行うこと。）

2 自立支援加算算定のポイント

自立支援加算の趣旨として、以下のようなポイントが考えられます。

- ① 目標を設定し、達成に向けた支援を行う。現状行うことができる作業等をよりクオリティの高いものにするのではなく、できないことをできるようにする。
- ② 目標達成までの期間を明確にする。「この作業はここまでにできるようになる」という具体的な計画を立てる。
- ③ 目標を達成するための具体的なアドバイスや援助を行う。
- ④ 目標の達成度合いを評価し、サービス利用計画を再検討する。
 - ・ 目標を達成し、サービスの必要性がなくなった場合はサービスの利用を終了する。
 - ・ 目標を達成し、他の作業についてなお課題がある場合は、新たな目標を設定し、自立に資するサービスの利用を計画する。

※ 自立支援加算は、原則、目標設定（できることを増やす）⇒サービス利用⇒達成（できることが増えた）の過程を評価する加算です。

ただし、閉じこもり、筋力低下及び認知機能低下の防止などの機能維持を目的とした見守りの援助についても例外的に対象とします。（他のサービス（デイサービス等）を併用することで機能維持・改善を図れないか検討する必要があります。）

また、支援の結果、機能維持について具体的にどのような効果があったのかを適宜評価するようにしてください。

なお、本人が問題なくできている作業等を単に見守りだけの場合は、基本的に加算は算定できません。

3 サービス提供時の注意点

自立支援加算に該当するサービスを提供する際は、以下の点に注意してください。

- ① 安全を確保しながら常時介助できる状態で、本人が行う作業等の補助・見守りを行う。（A部屋でヘルパーは掃除、B部屋で本人は洗濯物干しなど、ヘルパーが常時介助できない範囲でそれぞれが作業している場合は、見守りの援助とはならない。）
- ② 見守りの援助を行っている時間は、基本的にヘルパーは他の作業を行わない。（ヘルパーと利用者が同じ部屋におり、目が届く範囲ではあるが、それぞれが別の作業をしており、常時介助ができない状態では見守りの援助とはならない。）

4 過去の回答事例

自立支援加算の趣旨やポイントをふまえ、実際に市が回答した事例です。詳細は別紙参照。

※回答はあくまで一例です。実際のケースで検討する際の参考にしてください。